

## 1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太 田 佳 祐 君	2 番	広 瀬 隆 博 君
3 番	乾 豊 君	4 番	若 山 隆 史 君
5 番	山 田 利 夫 君	6 番	江 上 聖 司 君
7 番	中 村 ひとみ 君	8 番	安 田 功 君
9 番	角 田 寛 君	10 番	後 藤 省 治 君
11 番	富 田 栄 次 君	12 番	栗 田 利 朗 君
13 番	丹 羽 豊 次 君		

欠席議員（なし）

## 2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	永 澤 幸 男 君
総 務 課 長	早 野 博 文 君	企画調整課長	栗 本 純 治 君
税 務 課 長	木 下 誠 司 君	健康福祉課長	片 岡 兼 男 君
住 民 課 長	竹 中 敏 明 君	建 設 課 長	山 口 哲 司 君
産 業 課 長	高 橋 伸 行 君	上下水道課長	町 田 正 博 君
会計管理者兼 会 計 課 長	中 村 桂 君	消 防 主 任	中 山 雅 夫 君
教 育 長	和 田 満 君	教育次長兼 学 校 教 育 課 長	桐 山 浩 治 君
生涯学習課長	衣 斐 修 君		

## 3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	藤 塚 康 孝	書 記	渡 部 善 充
書 記	木 村 貴 江		

## 4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第69号 垂井町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について

日程第3 議第70号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

日程第4 議第71号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第5 議第72号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

- 日程第6 議第73号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正について
- 日程第7 議第74号 垂井町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の全部改正について
- 日程第8 議第75号 垂井町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について
- 日程第9 議第76号 平成28年度垂井町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議第77号 平成28年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議第78号 平成28年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議第79号 平成28年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議第80号 平成28年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議第81号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議第82号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議第83号 土地の取得について
- 日程第17 議第84号 教育委員会委員の任命について
- 日程第18 議第85号 教育委員会委員の任命について
- 日程第19 議第86号 監査委員の選任について
- 日程第20 議第87号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第21 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

## 5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（丹羽豊次君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、3番 乾豊君、4番 若山隆史君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

---

日程第1 諸般の報告

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に監査委員からの検査結果の報告が1件ありました。印刷してお手元に配付してありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

---

日程第2 議第69号 垂井町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第2、議第69号 垂井町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第69号 垂井町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議第70号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第3、議第70号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。  
質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第70号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議第71号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第4、議第71号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。  
質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第71号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議第72号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第5、議第72号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第72号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議第73号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第6、議第73号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第73号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議第74号 垂井町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の全部改正について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第7、議第74号 垂井町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔挙手する者あり〕

5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） ただいま上程されました議第74号 垂井町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の全部改正について、お尋ねをいたします。少し確認事項もございますので、なるべくよろしく願いいたします。

まず、全部改正の新条例の第3条でございますけれども、この括弧1号でございますが、ここにスポーツ、レクリエーション、サークル活動等の推進指導に関する事業というのがございます。ここで、当初の改正前の勤労青少年ホームの条例につきましては、ここではスポーツは入っていなかったんですよ。クラブ活動が入ってございました。新条例ではスポーツが加わって、またクラブ活動がサークル活動に変わっておりますが、ここら当たりの見解をお願いしたいと思います。

それから、同じ3条の第2号でございます。

各種教養講座の開催に関する事業、これは新条例とも勤労青少年ホーム条例とも一緒でございますけれども、ここでその講座でございますけれども、勤労青少年ホームのときでは、手品、レザークラフト、書道、茶道、生け花、着物着つけ、カラオケ、ヨガ、家庭料理、水墨画、シルバークラフトという講座がございます。

今度の新条例でいわれる各種教養講座については、従来の講座についての取り扱いをどのようになされるつもりなのか、そこらあたり。

それから、この講座については、当初の勤労青少年ホームの講座にはそれぞれの代表者があったと思いますが、そこらあたりの代表者とのいわゆる調整をされましたかどうか、そこらあたりの会議内容のお知らせをいただきたいと存じます。

それから別表でございます。

全部改正条例では、この別表、第10条関係でございますが、枠の中にいわゆる浴室の欄が削除されております。当初の勤労青少年ホーム条例では、浴室で1人100円、13時から17時までというのがございましたが、この施設には浴室がございます。この浴室にまた附属施設等もございますけれども、更衣室とか何かもございますが、ここらあたり、指定管理にされた場合はどのような取り扱いになるのかということ、ひとつお聞かせをいただきたいと存じます。

11条で、指定管理者についてはホームの管理を行わせるという規定になっておりますが、ここらあたりも含んでおるのかどうか、ひとつお答えをいただきたいと存じます。

それから、指定管理者はどちらへというのがまだ方向性がないんですけれども、例えば、過去に指定管理者を設けられた公の施設があるんですが、そこらあたりについては、付随してどこに行くのかなというのはそのとおりであったわけですが、この勤労青少年ホームにつきましては、いわゆる各勤労者関係の団体もございます、いわゆる垂井町勤労者福祉協議会というのがございますし、そこらあたりの指定管理になるのか、それとも別のところへ行くのか、そこらあたりをひとつ、もし指定管理者名が御報告いただければありがたいんですけれども、そこらあたりをお願いしたいと思います。

それと、この条例全部改正をされるに当たって、このまま議会で上程されたわけなんですけれども、本来ですと垂井町労働環境整備審議会とは多少は違うかもわかりませんが、何らかの諮問がどこかにあってもよかったのではないかなというふうに思いますが、そこらあたりの御回答をお願いします。

以上でございます。

○議長（丹羽豊次君） 生涯学習課長 衣斐修君。

〔生涯学習課長 衣斐修君登壇〕

○生涯学習課長（衣斐 修君） 山田議員のほうのお答えに対応させていただきたいと思っております。

ちょっと何点かございましたので、漏れたところがありましたらまた回答したいと思います。

まず1点目の、3条でのスポーツ関係のところはサークルとかそういったことになったということでございますが、これにつきましては、もともとの勤労青少年福祉法から勤労者の雇

用のための法律に変わったということで、勤労者のための施策から第1条におきまして、広く町民の福祉の推進ということに設置の目的を変えております。これらによりまして、広く町民へのいろんな行事等に関しまして、できるような形で、スポーツとかレクリエーションという形で項目を入れさせていただいております。

続きまして、2号につきましの各種講座の開催等のことですが、この教養講座につきましては長年続けておりましたが、これまでに果たされてきた役割というのは、本当に大きな形で意義も極めて大きいと思っております。

今回、この指定管理者制とは別に、ちょっと見直しをかけるといいますか、いろいろちょっと御意見のほうもいただいております。

現教養講座につきましては、こういった目的のほうは達しておるものと思っております。条例施行につきましては平成29年4月1日となっておりますが、条例施行後も現行の教養講座が自立して行われるための移行期間として相当するような期間を今後検討するとともに、持ち方、あるいは内容等につきましても、どのような配慮ができるかしっかりと検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それと、あと代表者との調整ということでございますが、今までそれぞれの講座の代表者の一番上に見える代表者と1回お話をさせていただきまして、その後、各種講座の代表者を含めまして、話し合いの場は設けております。

そんな中で、急に、この3月、あるいはそのときで教養講座のあり方についてちょっとお話をさせていただいたわけですが、その中で、やはりこの教養講座につきましては、ずっと続けてほしいという御意見もございましたが、今申し上げましたように、それぞれの生涯学習講座、教養講座といたしましては、目的のほうは達しているということで、この後自立していただくようなお話をさせていただきました。

今言いましたように、期間につきましては、今後検討させていただくということで、お願ひを申し上げているところでございます。

続きまして、別表にある浴室の削除ということでございますが、現在勤労青少年ホームの浴室のほう、実際運転といいますか使用はしておりません。

というのは、使用できない状態ということでございまして、先ほど言いましたように、もともとの勤労青少年ホームの成り立ちといたしまして、勤労者に対する浴室での開放といったところもございしますが、現在そういったところもないということで、今後その浴室を使用できるような形に費用をかけてすることはないということで、こういったところの浴室のところは削除をさせていただきます。

続きまして、ホームの管理はどうしていくかということ、あと指定管理はどこへということですが、勤労青少年ホームの事業の目的に沿いまして、施設管理、運営を任せられることができる事業者を選定していきたいと考えておりますが、今のところはどこにやらせるかといったようなところについては決定をしておりませんので、よろしくお願ひをしたいと思います。



います。

あと、諮問があってもよかったのではということでございますが、どちらが先かというか、いろんな話、あとこれにも運営委員会とかございます。その運営委員会につきましても、やはり代表者を先にお話をするのか、そういった運営協議会のほうでのお話をするのかといった形で、どちらかという一応進めてまいりましたが、先ほど言いましたように、まず代表者のほうの少しお話をさせていただきながら進めていくということで現在至っておりますので、御了解のほう、よろしくお願いをしたいと思います。

以上、私のほうからの説明とさせていただきます。

○議長（丹羽豊次君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 私のほうから、山田議員の御質問の中でも指定管理者の、指定する相手の、指定をする団体の想定でございます。

勤労者福祉協議会等々の御発言があったかと存じます。

もとより、この指定管理者制度といいますのは地方自治法の244条の2の第3項の規定に基づきまして、公の施設を指定管理者とすることになっておりまして、その規定の中では、指定の相手先につきましては法人格あるいはその他の団体という規定がなされておりました、でき得れば、私のほうは法人格を持っておる団体を指定していきたいという思いでございます。

そうした中で、今勤労青少年ホームの実態を捉えてみますと、「L e t' sたるい」という法人格を有しておる団体が事務所等、行政財産の目的外使用に基づきまして、おおむね全館を使用しておるといふ実態でございます。

しかしながら、垂井町の公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例におきましては、この指定管理者の指定につきましては、公募が原則になっておるところでございます。

しかしながら、その条例の第2条のただし書き部分につきましては、公の施設の機能・性質等を考慮し、合理的な理由がある場合につきましては公募によらないということになっております。

その合理的な理由があるか否かにつきましては、その「L e t' s」が該当するかどうかにつきましては慎重に検証していく必要があるかと思います。

そういったことで、この条例がお認めいただいた後には、そういったことを踏まえながら、指定をする相手につきまして公募によらないように指定するのか、公募によることができるのか、そのあたりにつきましては十分検討してまいりたいと思いますので、今早々に、勤労者福祉協議会とかL e t' sとかと指定する相手先につきましては、この場においては控えさせていただきたいと存じますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（丹羽豊次君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 御答弁ありがとうございました。

スポーツの事項が入ったということで、今、副町長、回った話であれなんですけど、大体認識はしました。

それで、私が一番懸念するのは、講座であります。生涯学習課長は、各種講座の代表者、またその講座ごとにお話をさせていただいたとお聞きいたしました。

実は、私のほうにある声がかかっておりまして、講座は全部なくなってしまうのではないかと。今度の指定管理者が全部、何か講座を決めるようなふうにというふうで私は聞いたんですが、そんなことはないんじゃないかなというふうにはちょっとにおわせていたんですけれども、せっかくの今度の全部改正の件名も、垂井町勤労青少年ホームなんです。そこらあたりの根源といいますか、忘れずにひとつ講座あたりはしっかりと選定をしていただいて、前向きにお願いをしたいと思います。

今度の指定管理者はどなたになるかわかりませんが、そこらあたりはしっかりと話をしておいていただきたいというふうに思います。

それと、浴室です。使用できるような状態でないということなんですけれども、別の話をすると、また議員からも叱られますので、簡単にしておきますけれども、やはり施設の中にある、過去にはそれで利用していた施設なんです。町長さんも当時のことはよく御存じだと思います。

それから、あといろんな問題があって、いろんな形で利用しようかというようなこともあったんですけれども、ここらあたりしっかりとやっぱり、例えば、何というんですか、1つの施設改造なりをすれば、もっともっと別の形での利用価値ができるんじゃないかと思います。ただ、浴室を潰せとは私は言っておりません。

そこらあたり、町長さん。どういう見解がございませうか。ひとつお願いします。

それと、大変教育長に申しわけないんですけれども、先ほど質問すればよかったんですが、今回の議会で垂井町教育委員会の点検評価結果というのをいただきました。

この中に、生涯学習課長がこの勤労青少年ホームの形でいろいろと業務を携わってらっしゃるんですけれども、この中には勤労青少年ホームの項目が入ってなかったと思いますが、ここらあたりは別にこの審査、点検評価には値しない施設なんでしょうか。お答えをお願いします。以上です。

○議長（丹羽豊次君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 山田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、勤労青少年ホームの役割ということでございませうが、今回条例が改正されたことによって、改正するわけございませうけれども、そもそもこの名前につきましては、私どもとしましてはもう勤労青少年ホームという名前ではないんじゃないかというような思いもございました。

ただ、建物の建った経緯等もございまして、適化法等の適用もございまして、名前を変えることができないという、県との協議の中でこういう形になりました。

したがいまして、勤労青少年ホームという形で運用していくわけでございますけれども、できますれば、より多くの方に使っていただくという部分での使用という形で見直していきたいというふうに思っております。

一方で、従来の教養講座でございますけれども、今、12講座あるわけでございますけれども、15名から20名ぐらいの募集に対しまして、多いところはフルになっておるわけでございますけれども、やはり少ないところは数が3分の1ぐらいの状況で運営されておるというような状況です。

一方、負担の部分でいいますと、当然できた当時は勤労青少年の健全育成、健全育成といえますか素養、教養を高め、豊かな社会生活を送るための援助という形で、個人の負担は1,000円という形の中で、これは保険とそれから運営協議会費だけでございました。

したがいまして、講師料等は全て町が持つておるというような状況の中で活動しておるわけです。それが現在まで続いておるわけで、講師料大体月2回やって1万5,000円ほどお支払いしておるわけでございますけれども、丸々受講生の方はそれを負担しているわけではないというような状況でございます。

一方で、今の受講生の年齢構成を見ますと、35歳までの方はほぼ4分の1ぐらいの状況で、大半の方がもう50代、60代になっておるような状況でございます。つまり、かつて勤労青少年として活動された方がずうっとそのまま上がってきたというような状況で、やはり町としましては、これまで勤労青少年ホームのあり方、活動の仕方について余りメスを入れてこなかったことがここに来てはつきりしてきたわけでございますので、今回のこの条例改正を機に、しっかりと見直し、また指定管理をすることによっての効率化、効率性を図っていくという部分についても図れるのではないかなというふうに思っておりますので提案をさせていただいた次第でございます。

したがいまして、浴室等のお話もございましたけれども、施設等の対応につきましては、今後また指定管理する中でどうするかと、それから町としてこういった浴室、そばに朝倉温泉があるわけですので、当然そういったこともかつて検討したことがございますが、表佐の老人福祉センターに引こうということを計画して、いろんな施設開示を計画したわけですが、やはり3,000万円近くかかるような状況の中で、今こういった非常に財政が厳しい状況の中では優先順位を上げる段階ではないなというようなことを思って、断念したところでございます。

したがいまして、この朝倉につきましても温泉を使ってということではなくって、別の形での使用ということを考えることは可能かと思いますが、今後それは施設の中での検討という形に委ねたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（丹羽豊次君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 山田議員からの御質問に対して、お答えを申し上げます。

今回の点検評価結果の報告書でございますが、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、例年点検及び評価を行っているものでございます。

そうした従来どおりの観点の中で点検評価をしまいった次第でございます。

決して、勤労青少年ホームの役割ないし内容を軽視しているものではなく、また従来の教養講座の中で取り組んでおられる内容については、私どもも大変評価しておりまして、意義深いものと捉えております。

したがいまして、先ほどの現行の教養講座の取り扱いにつきましても、過日行われました文教厚生委員会の中でも委員の皆様からさまざまな期間についての御提案をいただいております。そうしたことも踏まえまして、先ほど申しましたサークル活動として自立ができるような方向で十分な期間を設置していきたいと、検討してまいりたいと思っております。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第74号 垂井町勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の全部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議第75号 垂井町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第8、議第75号 垂井町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第75号 垂井町農業委員会の委員等の定数を定める条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議第76号 平成28年度垂井町一般会計補正予算（第4号）

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第9、議第76号 平成28年度垂井町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第76号 平成28年度垂井町一般会計補正予算（第4号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議第77号 平成28年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第10、議第77号 平成28年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。  
質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第77号 平成28年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議第78号 平成28年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第11、議第78号 平成28年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。  
質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第78号 平成28年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議第79号 平成28年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第12、議第79号 平成28年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第79号 平成28年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議第80号 平成28年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第13、議第80号 平成28年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第80号 平成28年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議第81号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第14、議第81号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第81号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について提案理由を御説明申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） それでは、議第81号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表の1ページをごらんになっていただきたいと思います。

今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえまして、そしてまた人事院規則の改正内容等に準じまして、育児支援、介護支援に係ります規定を改正いたすもの



でございます。

それでは議案書の1ページ、条文の内容に入りたいと思いますが、まず第8条の2でございますが、育児等を行う職員の早出・遅出勤務に関する規定でございますが、第1項中対象となる子については、これまで法律上の子でございましたが、特別養子縁組を成立させるまでの監護の期間の児童、そしてまた将来的に養子縁組に結ぶことを前提とした里親である職員に委託された児童、そのほかに準ずる者も対象とする改正の内容でございます。

第2項につきましては、第1項の改正による整理などを行ったものでございます。

続きまして、議案書の2ページに入りますが、第8条の3第4項でございますが、育児における深夜勤務や時間外勤務等の制限に関する第1項から第3項の規定につきまして、これまで第2項の時間外勤務の制限につきましては介護の場合に適用されておりましたが、これを適用させる読みかえの規定を新たに加え、整理をいたすものでございます。

次に、第8条の4第1項でございますが、垂井町職員の給与に関する条例について「。以下「給与条例」という。」を新たに加えさせていただくものでございます。

次に、第11条休暇の種類の規定でございますが、新たに介護時間という休暇を加えるものでございます。

第16条第1項介護休暇でございますが、日常生活を営むのに支障がある者について、要介護者と定義をいたすものでございます。

また、介護休暇の時間について、これまで連続いたす6カ月以内の期間といたしておりましたが、通算6カ月以内の期間であれば3回まで分けることができる旨の規定に改めさせていただくものでございます。

次に、議案書の3ページに移りますが、第2項につきましては、第1項の改正による整理をいたしますものでございます。

続きまして、第16条の2でございますが、新たな休暇でございます介護休暇の時間を追加いたすものでございます。

第1項では、介護時間は介護のため連続する3年の期間内で1日の勤務時間の一部について勤務しないことが認められる場合の休暇であること、第2項では、介護時間は1日につき2時間以内であること、第3項では、介護時間分は給与を減額する規定でございます。

続いて、第17条の関係でございますが、休暇の届け出等に関する規定でございますが、第2項に新たに介護時間を加えるものでございます。

附則でございますが、第1項、施行期日につきましては、この条例は平成29年の1月1日から施行するものでございます。

次に、第2項につきましては、現に介護休暇を受けている者に係ります経過措置の規定でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ、御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第81号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議第82号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第15、議第82号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第82号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について提案理由を説明申し上げます。

今、審議いただきました議第81号議案と同じく、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、同じく総務課長に補足説明させますので、よろしく御審議賜りまして、御賛同願いますよう、お願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） それでは、議第82号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表につきましては、6ページをごらんになっていただきたいと思います。

先ほどの勤務時間、休暇等に関する条例と同様、法律あるいは人事院規則の改正内容に準じまして、対象となる子の範囲の拡大、そのほか育児支援に係る規定について改正をいたすものでございます。

それでは条文の説明に入りたいと思います。

まず、第2条の第3号ア（イ）でございますが、非常勤職員の育児休業の対象となる雇用継続見込みに関する要件につきまして、1歳到達日から1年を経過する日までとしておりましたが、つまり2歳までとなっていたものにつきまして、1歳6カ月に要件を緩和いたすものでございます。

第3号のイについては、改正によりまず条ずれ文言の整理をいたしたものでございます。

続きまして、第2条の3を、第2条の4に繰り下げを行いまして、第2条の2第3号について「当該子が1歳6カ月に達する日」を「当該子の1歳6カ月到達日」で文言の整理を行いまして、同条第2条の3に繰り下げを行うものでございます。

議案書の2ページに入りますが、また第2条の次に第2条の2といたしまして、育児休業法第2条第1項の条例で定める者についての規定を加えるものでございますが、育児休業の対象となる子の範囲が拡大され、法に定める者に準ずる者で、条例で定める者として養子縁組により両親となることを希望しているが親権者の同意が得られないため養育里親として職員に委託されている児童を、新たにつけ加えるものでございます。

次に、第3条につきましては、育児休業の承認が取り消し等された場合でも、再取得できる特別の事情がある場合の規定でございますが、第1号については、書きぶりについての整理をいたすもので、第2号以降については繰り下げ、条項ずれの整理等を行いました。

また、新たに第2号といたしまして、第5条の規定により育休承認が取り消された場合の当該育休の子以外の子の事情について、第1号と同じ事情のほか、里親が解除された場合などを規定いたすものでございます。

次に第11条でございますが、育児短時間勤務の再取得についての特別の事情について規定をするものでございますが、議案書の3ページに入りますが、第2号以降は1号ずつ繰り下げを行いまして、第1号及び新たな2号については、先ほどの第3条の育児休業の再取得に係る特別の事情と同様の規定を整備いたすものでございます。

第19条は部分休業の承認の規定でございますが、他の休暇制度を受けている場合の休業時間の範囲につきまして、第2項では正職員については先ほどの垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例で新たにつけ加えます介護時間を加え、第3項では非常勤職員等につきましても同様に法に基づく介護をするための時間を加え、その時間分を減ずる規定といたすものでございます。

附則でございますが、施行期日につきましては、平成29年の1月1日からといたすものでござ

ございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第82号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議第83号 土地の取得について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第16、議第83号 土地の取得についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第83号 土地の取得について提案理由を御説明申し上げます。

相川児童公園用地として土地を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び垂井町議決条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては、建設課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 議第83号 土地の取得について補足説明をさせていただきます。

今回、取得をお願いしております土地でございますが、先ほど町長が申しましたとおり、相川児童公園の用地でございます。お手元の資料とあわせてごらんいただきたいと思います。

それでは、取得するに至った経緯でございますが、当公園は昭和53年に都市公園として供用を開始をいたしました。以後地域住民の憩いの場として利用をしてみましたが、より親しみのある公園とするため、平成25年度から平成28年度にかけて改修工事を行ってまいりました。

その施工協議の中で、所有者であります岐阜県から、当該用地は県の普通財産であるため、購入していただきたいとの申し出がございましたので、双方協議した結果、本来であれば不動産鑑定評価の価格で売買することになるのでございますが、現在公園として公共の用に供していることから、岐阜県の基準に基づき、不動産鑑定の価格から25%減額した価格で取得することとなりました。

今回の取得する土地につきましては、垂井町字屋敷1170番8、ほか3筆でございます。取得する地積は5,876.68平方メートルの取得でございます。取得の予定価格といたしましては2,763万5,086円でございます。目的といたしましては、先ほど申しましたとおり相川児童公園の用地でございます。取得の相手方といたしまして、岐阜県、岐阜県知事 古田肇でございます。

議決のほうをよろしく願いたいと思います。

以上、議第83号 土地の取得についての補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第83号 土地の取得については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議第84号 教育委員会委員の任命について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第17、議第84号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第84号 教育委員会委員の任命について提案理由を御説明申し上げます。

教育委員会委員 宇都宮精秀氏の任期が本年12月21日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第84号 教育委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

---

日程第18 議第85号 教育委員会委員の任命について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第18、議第85号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第85号 教育委員会委員の任命について提案理由を御説明申し上げます。

教育委員会委員 栗田直美氏の任期が本年12月21日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第85号 教育委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

---

日程第19 議第86号 監査委員の選任について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第19、議第86号 監査委員の選任についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第86号 監査委員の選任について提案理由を御説明申し上げます。

監査委員の太田厚氏の任期が本年12月23日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第86号 監査委員の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

---

日程第20 議第87号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第20、議第87号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第87号 固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を御説明申し上げます。

垂井町固定資産評価審査委員会委員 小林喜美子氏の任期が平成29年3月6日をもって満了することに伴い、後任に中村真木子氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（丹羽豊次君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。



これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第87号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

---

#### 日程第21 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

---

○議長（丹羽豊次君） 日程第21、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法でいきたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することと決定しました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員には、中川満也君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました中川満也君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました中川満也君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定しました。

ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました中川満也君が議場におられますので、本席から垂井町議会会議規則第28条第2項の規定により当選の告知をいたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成28年第6回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前10時04分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 乾 豊

会議録署名議員 若 山 隆 史